

平成 1 9 年度 水田農業構造改革交付金産地づくり計画書

飛島村地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、飛島村とする。

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）水田農業構造改革実施計画書等を基に 8 月 1 日において、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

飛島村及び関係機関・団体等と連携し、認定生産調整方針に参加する農業者から提出のあった水稻生産実施計画書に基づき、現地確認及び水稻共済との突合により主食用水稻作付状況等を把握する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局（消費・安全部地域第 4 課）から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

1 ほ場 1 作を限度に助成する。

(6) その他の共通事項

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、本協議会が確認を行うものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

			都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
				産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
					稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金			106,530,000	106,530,000				
稲作構造改革促進交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分	0		0			
		担い手集積加算事業分	0		0			
	基本部分		9,062,000		9,062,000	0	0	
	担い手集積加算		1,295,000		1,295,000		0	
計			116,887,000	106,530,000	9,062,000	1,295,000	0	

- (注) 1 活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。
- 2 「都道府県協議会からの配分額」の欄のうちの「基本部分」は都道府県協議会から配分された稲作構造改革促進事業の「一般部分と配慮分」の合計額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：円)

用途の分類(記号番号)	助成金の用途の名称		活 用 額				計	支 払 時 期	備 考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業				担い手集積加算事業
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額					
3-3-1	【農地の流動化に助成】 ブロックローテーション助成 (麦、大豆、ソルガム、 景観形成作物)		77,730,000	0	0		77,730,000	3月		
C-9-1	【高品質化等の取組に助成】 麦・大豆産地づくり助成 (土壌改良助成)		19,000,000	0	0		19,000,000	3月		
C-9-2	【高品質化等の取組に助成】 麦・大豆産地づくり助成 (品質向上加算)		9,500,000	0	0		9,500,000	3月		
C-9-1	【高品質化等の取組に助成】 麦・大豆産地づくり助成 (集団防除助成)		0	9,062,000	1,295,000		10,357,000	3月		
7-D-3 ・ 2-8-3	【協議会運営費】 協議会運営費		300,000	0	0		300,000	5月		
	米価下落等の補てん (基本部分)					0	0			
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分					0	0		
計			106,530,000	9,062,000	1,295,000	0	0	116,887,000		
米価下落等の補てん (担い手集積加算)		(前年度分)					0	0		

- (注) 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 米価下落等の補てん(担い手集積加算)の(前年度分)の欄は、当年度が2年かけて集積する際の2年目に該当する場合に、1年目の未払い分を記入すること。
- 3 活用額の欄は、各助成金の用途ごとの見込額を記入し、備考欄にその積算内訳を記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等
 (7) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	【農地の流動化に助成】 ブロックローテーション助成 (麦、大豆、ソルガム、景観形成作物)
使途の分類 (記号番号)	3 - 3 - 1
具体的内容 [支出の項目]	集落単位以上でブロックローテーション計画を作成し、麦、大豆、ソルガム、景観形成作物を作付けした場合の作付面積に応じて、作付けを行った農業者に対して定額助成を行う。1ほ場年1回限りの交付とする。ただし、水田台帳に記載のある助成対象水田に作付けしたものに限る。
効 果	<p>ブロックローテーションにより、水稲と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付の目標達成に資する。</p> <p>計画的なブロックローテーションの推進により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。）。 ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 対象作物を作付けしている生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている農業者個人。ただし、ブロックローテーションにより水稲の作付けがない等の理由により作付確定

	<p>面積の通知を受けていない、または、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がない者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が定める助成水田において、権原に基づいて麦等を作付けしている者。 <p>対象作物 対象とする作物は、麦、大豆、ソルガム、景観形成作物とする。 対象とする景観形成作物は菜の花とする。 また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 1ほ場1作を限度に助成を行う。</p> <p>その他 地区単位以上でブロックローテーション計画を作成すること。当該年度に水稲の作付けを行わない水田1筆を単位として、麦、大豆、ソルガム、景観形成作物が作付けられていること。</p>
<p>確認方法</p>	<p>作付面積 実測、農家基本台帳等の公的資料との照合等。 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稲の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り 確認日：5月下旬及び8月上旬 水稲の作付けが行われていないこと：5月下旬及び8月上旬</p> <p>その他 ブロックローテーション計画の写し。 水田農業構造改革対策実施計画書。 協議会をまたがって耕作している者の取扱い 申請者が他市町村に在住している場合、助成水田と生産調整実施者の確認は、その市町村における申請者の助成水田が確認できる水稲生産実施計画書、営農計画書及び生産調整実施者の確認通知等の資料の写しによって確認する。また集荷円滑化対策に係る拠出の確認は、申請者の住所を管轄する東海農政局からの情報によって確認する。</p>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>麦、大豆、ソルガムの作付け 39千円 / 10a 景観形成作物の作付け 30千円 / 10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、「高品質化等の取組に助成（土壌改良助成）」、「高品質化等の取組に助成（品質向上加算）」から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	【高品質化等の取組に助成】 麦・大豆産地づくり助成（土壌改良助成）
使途の分類 （記号番号）	C - 9 - 1
具体的内容 [支出の項目]	当該年度に水稲の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦、大豆の作付けにあたり、土壌改良材を使用した場合に面積に応じて担い手に対して定額助成を行う。
効 果	水稲と転作作物の作付けを計画的に行うことで米の生産調整の推進に資する。 計画的な土壌改良により、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。 土壌改良材を使用することにより、麦の品質の向上が図れ、本格的な優良産地となる。
助成要件 [支出の対象]	交付対象者 次の全てを満たす者。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。）。 ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 地域水田農業ビジョンに示された担い手 ・ 当該年度に水稲の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦等の作付けにあたり、土壌改良材を使用した場合とする。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて麦等を作付けしている者。 対象作物 対象とする作物は、麦、大豆とする。 また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本助成は、ブロックローテーション助成の交付対象となった水田においても重複交付する。
確認方法	作付面積 実測、農家基本台帳等の公的資料との照合等。 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稲の作付けが行われていないこと。 現地見回り 確認日：5月下旬及び8月上旬 水稲の作付けが行われていないこと：5月下旬及び8月上旬 その他 作業日報 担い手であることはビジョンで確認。

<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>土壌改良助成 10千円 / 10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。 また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。 なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	【高品質化等の取組に助成】 麦・大豆産地づくり助成（品質向上加算）
使途の分類 （記号番号）	C - 9 - 2
具体的内容 [支出の項目]	当該年度に水稻の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する高品質な麦、大豆を生産した場合に担い手に対して定額助成を行う。
効 果	高品質な麦、大豆を生産することで、販売経路の拡大、実需者の要求に応えとともに、産地の麦、大豆の生産振興を図ることができる。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。）。 ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 地域水田農業ビジョンに示された担い手 ・ 当該年度に水稻の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦等が作付けられていること。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて麦等を作付けしている者。 <p>対象作物 対象とする作物は、麦、大豆とする。 また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>品質等の要件 「水田農業構造改革対策実施要綱・要領、麦大豆品質向上対策」に準ずる。</p> <p>助成金の計算方法 「水田農業構造改革対策実施要綱・要領、麦大豆品質向上対策」に準ずる。</p> <p>その他の要件</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 本助成は、ブロックローテーション助成の交付対象となった水田においても重複交付する。
確認方法	<p>作付面積 実測、農家基本台帳等の公的資料との照合等。 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り 確認日：5月下旬及び8月上旬 水稻の作付けが行われていないこと：5月下旬及び8月上旬 その他 担い手であることはビジョンで確認。 品質確認は集荷機関からの集荷および検査結果情報 （麦 7月末日、大豆 2月末日）</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	品質向上加算 5千円 / 10 a
単価調整の方法	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。 また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

<p>助成金の使途の名称</p>	<p>【高品質化等の取組に助成】 麦・大豆産地づくり助成（集団防除助成） 【産地づくり特別加算事業分】</p>
<p>使途の分類 （記号番号）</p>	<p>C - 9 - 1</p>
<p>具体的内容 〔支出の項目〕</p>	<p>当該年度に水稲の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦、大豆の作付けにあたり、集団防除をした場合に面積に応じて担い手に対して定額助成を行う。</p>
<p>効 果</p>	<p>水稲と転作作物の作付けを計画的に行うことで米の生産調整の推進に資する。 集団防除を実施することにより、麦の品質の向上が図れ、本格的な優良産地となる。 集団防除を実施することにより、低コスト化を図ることができ</p>
<p>助成要件 〔支出の対象〕</p>	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。 ・ 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。）。 ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 地域水田農業ビジョンに示された担い手 ・ 当該年度に水稲の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦等の作付けにあたり、集団防除をした場合とする。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて麦等を作付けしている者。</p> <p>対象作物 対象とする作物は、麦、大豆とする。 また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>その他 ・ 本助成は、ブロックローテーション助成の交付対象となった水田においても重複交付する。</p>
<p>確認方法</p>	<p>作付面積 実測、農家基本台帳等の公的資料との照合等。 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稲の作付けが行われていないこと。 現地見回り 確認日：5月下旬及び8月上旬 水稲の作付けが行われていないこと：5月下旬及び8月上旬 その他 作業日報 担い手であることはビジョンで確認。</p>

<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>集団防除助成 5.5千円 / 10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、「高品質化等の取組に助成（土壌改良助成）」、「高品質化等の取組に助成（品質向上加算）」に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	【協議会運営費】 協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7 - D - 3・2 - 8 - 3
具体的内容 [支出の項目]	区分：旅費 項目：旅費 内容：農業者等の営農計画書どおりの作付け及び適正な栽培管理が実施されているかどうかの現地確認を実施するために必要な経費。 区分：事務等経費 項目：会議費、消耗品費、通信運搬費、米・麦販売促進活動 内容：ブロックローテーションを円滑に実施するための調整会議や農業者への周知を図るとともに、協議会の円滑な運営を行うために必要な経費。 地元産米・麦販売促進活動に使用する地元産の米を使用したおにぎり、地元産の麦を使用したうどんの無料配布。
効 果	協議会運営費を活用することにより、交付金の使途の範囲の全ての使途の適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られることで、水田農業構造改革の推進に資する。 米の地産地消を推進するため、地元産米おにぎりの無料配布を行うとともに消費者ニーズを把握することで需要に即した米づくりを進める。 また、地元産麦を使用したうどんの無料配布を行うことで地域住民に対して、生産調整への理解促進と地元産麦のPRを図るとともにブロックローテーションによる地域の営農体制の維持を図る。
助成要件 [支出の対象]	旅費：会議の出席及び視察・研修等協議会の活動に係る旅費、助成要件の確認に係る旅費 事務等経費： 会議費：地域協議会開催に係る会議費 消耗品費：協議会運営に係る事務用品費及び米・麦販売促進活動に係る配布用おにぎり、うどん、箸、パック等。 通信運搬費：郵送料
確認方法	旅費：会議開催通知、復命書、領収書 事務等経費： 会議費：会議開催通知、出席者名簿、領収書 消耗品費：領収書 通信運搬費：領収書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	旅費：会議の出席、視察、研修、助成要件の確認に係る費用 2,200円(飛島村旅費基準)×2人×5日=22,000円 事務等経費： 会議費：協議会会議用弁当・お茶等 1,000円(飛島村基準)/3回×25人=75,000円 100円/3回×25人=7,500円 消耗品費：地域協議会の運営に係る一般事務用品等 用紙、ファイル、筆記用具、その他文房具等=45,500円 米・麦販売促進活動に係る資材等 地元産米おにぎり100円×200個=20,000円 地元産麦のうどん、箸、パック等=50,000円 通信運搬費：80円×1,000部=80,000円
単価調整の方法	当初計画より実績が増加した場合、協議会構成団体からの助成金による

(注) 1 「(3)の(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
2 使途の分類の欄は、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入に

あたっては、別表の区分に従い対応する記号番号（1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類の記号番号で区別される内容が含まれる場合は、原則として複数の記号番号）を記入すること。

3 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。（協議会自らの活動に要する費用か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明確にすること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。）

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。

4 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、

- (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
- (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
- (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか

といった観点から記入すること。

また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうか明確に記入すること。

5 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙1-1の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。

6 [] は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。

7 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(2)使途ごとの活用計画」及び「(3)産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(注) 「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分 及び用途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (円)	備考
1 大幅な超過達成 に関する用途	ネギ	12 h a	12千円/10a	1,440,000	
2 地域振興作物に 関する用途					
3 その他意欲的な 生産調整に関する 用途					
	合 計			1,440,000	

(注) 1 員数の欄には、金額を算出する元となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

2 金額の欄には、前年度交付留保分からの活用額がある場合にあっては、その額を括弧書きで記入すること。

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	地域振興作物に関する用途
作物等区分	ネギ
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	地域水田農業ビジョンに奨励作物としてネギを位置付けており、ネギの生産・販売を振興することにより農業者等の経営改善に資することができる。
助成の要件	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。）。 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合に

	<p>は、助成対象となり得ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号。以下、「実施要領」という。）第 5 の（2）で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者又は全作業受託等によりネギに係る作業を実施している実際の耕作を行っている農業者等。 実際の耕作者は次に掲げる全てを満たすこととする。 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けていること。 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度に水稻の作付けが行われていないこと。 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 本助成金は、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）本体分の交付対象となった水田においても、重複して交付する。さらに、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）本体分の交付対象が地域振興作物と同じ作物であった場合も、重複して交付する。 地域振興作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち 1 回を本助成の対象とする。
確認方法	<p>作付面積 実測、農家基本台帳等の公的資料との照合等。 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないことの確認 現地見回り 確認日：8 月上旬 その他 水田農業構造改革対策実施計画書。 全作業受委託等の場合、受委託契約書の写し。</p>
助成水準 （助成額の算定方法）	10 a 当たり 12,000 円以内
単価調整の方法	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、交付予定額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 40,000 千円 / 交付申請額の合計 × 12,000 円</p>

記入上の注意

- 「(1)総括表」の「1 大幅な超過達成に関する用途」及び「3 その他意欲的な生産調整に関する用途」の区分及び用途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画の用途の区分 1 つにつき、原則としてそれぞれ 1 つまで選択できる。
- 「(1)総括表」の活用の区分の「2 地域振興作物に関する用途」を選択する場合において、作物等区分の欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとに地域特例作物を複数選択した場合は、作物等区分の欄には作物名とともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の用途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 「(2)用途ごとの内容」は、「(1)総括表」の用途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 効果の欄は、当該用途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会(3 の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごと)における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているかといった観点から記入すること。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		2, 2 2 4
合 計	2, 2 2 4	

- (注) 1 単位は、市町村が第三者機関的組織に提供した需要量の情報の単位とすること。
- 2 都道府県から市町村への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(1)の工に定める市町村別の需要量に関する情報を記入すること。
- 3 市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(2)のアに定める第三者機関的組織別の需要量に関する情報を記入すること。
- 4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(2)のウの規定に基づき、市町村長が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		2, 2 2 4

- (注) 1 単位は、第三者機関的組織が認定方針作成者別に提供した需要量の情報の単位とすること。
- 2 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(2)のアにより、市町村長から情報提供を受けた第三者機関的組織を区域とする地域別の需要量に関する第三者機関的組織の情報を記入すること。
- 3 第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(3)のアにより算定し、認定方針作成者の代表者へ情報提供した合計数量を記入すること。
- 4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(3)のイの規定に基づき、第三者機関的組織が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。